

豊川市監査公表第32号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年7月19日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（教育委員会生涯学習課）

監査実施期間 平成28年11月 7日から  
平成29年 1月18日まで

豊川市監査公表第12号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 プリオ生涯学習会館設備保守及び管理業務委託における公金収納事務について、プリオ生涯学習会館の分任出納員は、受託者の豊川市開発ビル㈱から公金を収納したとき、受託者に対して領収書を発行していないため、改善されたい。</p> <p>2 公金収納事務について、各生涯学習会館等から集金した公金は、音羽支所の公金収納担当に預け、支所の担当が払い込んでいるが、出納員及び分任出納員に関する規則（昭和52年豊川市規則第18号）に定められた払込み方法ではないため、関係部署と協議のうえ、適正な事務の執行について改善を図られたい。</p>	<p>1 平成29年7月1日より豊川市開発ビル㈱から公金を収納したときは、領収書を発行するように変更するとともに、平成29年2月から現金出納簿を作成し、保管させるように変更しました。</p> <p>2 平成29年4月1日より豊川市出納員及び分任出納員に関する規則第4条（払込み）に基づき、従来の音羽支所経由の振込みを改め指定金融機関への直接払込みへ変更しました。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年6月22日現在のものである。